

議案第87号

藤沢情報通信センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢情報通信センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市八幡町1番24号
株式会社一関ケーブルネットワーク
代表取締役 山 岸 学

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第87号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

| 議案 番号 | 指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体 | 指定の期間 | | 新規 ・更新 | 選定 区分※ ⁴ | 指定管理の状況 | | | |
|----------|--------------------------|----------------------|---------------------|------------------|-----------|------------------------|------------|--------------|--------------------|----------------|
| | | | 期間 | 年数 | | | 導 入 年月日 | 現在の 指定管理者 | 現在の指定期間 | 令和7年度 指定管理料 |
| 87 | 藤沢情報通信センター | 株式会社一関ケーブルネットワー ク | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募 (ウ) | H23. 6. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 9,103,000円 |
| 88 | 千厩こがね館 | 南小梨自治会 | R8. 4. 1～R10. 3. 31 | 2年※ ³ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 0円 |
| 89 | 室根第4区集落センター | 浜横沢地区自治会振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 142,000円 |
| 90 | 室根ひこばえの森交流センター | 矢越地区自治会振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 492,000円 |
| 90 | 室根第15地区会館 | | | | | 非公募 (ア) | | | | 174,000円 |
| 91 | 室根交流促進センター | 津谷川地区自治会振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 873,000円 |
| 92 | 西口コミュニティセンター | 西口自治会協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 230,000円 |
| 93 | 本郷白藤交流館 | 本郷地区自治会協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 175,000円 |
| 94 | 曲田地区ふれあいセンター | 曲田地域自治会協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 207,000円 |
| 95 | 陶芸センター | 深萱自治会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 384,000円 |
| 96 | 徳田交流館 | 徳田地区住民自治協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 217,000円 |
| 97 | 新沼コミュニティセンター | 新沼地区自治会協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 340,000円 |
| 98 | 保呂羽コミュニティセンター | 保呂羽地区自治会協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 206,000円 |
| 98 | 保呂羽コミュニティ体育館 | | | | | 非公募 (ア) | | | | 147,000円 |
| 99 | 大籠コミュニティセンター | 第42区自治会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 145,000円 |
| 100 | 郷土文化保存伝習館 | 藤沢町文化振興協会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (オ) | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 226,000円 |
| 101 | 一関文化センター | NPO法人一関文化会議所 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募 (ウ) | H20. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 201,013,000円 |
| 102 | 一関市巖美市民センター山谷分館 | 巖し美しの里協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | R4. 4. 1 | 左記団体に同じ | R7. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,180,000円 |
| 102 | 一関市巖美市民センター達古袋分館 | | | | | 非公募 (ア) | | | | 1,142,000円 |
| 103 | 一関市萩荘市民センター市野々分館 | 萩荘地区まちづくり協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募 (ア) | H29. 4. 1 | 左記団体に同じ | R7. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,131,000円 |
| 104 | 一関市永井市民センター | 永井地域コミュニティ活性化協議 会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募 (ア) | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 19,865,000円 |

議案第87号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

| 議案 番号 | 指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体 | 指定の期間 | | 新規 ・更新 | 選定 区分※ ⁴ | 指定管理の状況 | | | |
|----------|--------------------------|------------------|---------------------|------------------|-----------|------------------------|------------|--------------|--------------------|----------------|
| | | | 期間 | 年数 | | | 導 入 年月日 | 現在の 指定管理者 | 現在の指定期間 | 令和7年度 指定管理料 |
| 105 | 高倉コミュニティセンター | 永井地域コミュニティ活性化協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 191,000円 |
| 106 | 一関市日形市民センター日形体育館 | 日花里の郷日形 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | H31. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 213,000円 |
| 107 | 刈生沢コミュニティセンター | 金沢ふるさと協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | R2. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 296,000円 |
| 108 | 亥年コミュニティセンター | 涌津まちづくり協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | H31. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 312,000円 |
| 109 | 一関市興田市民センター | 興田地区振興会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 22,161,000円 |
| 109 | 大東開発センター | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 109 | 一関市興田市民センター天狗田体育館 | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 109 | 一関市興田市民センター中川体育館 | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 109 | 一関市興田市民センター京津畑体育館 | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 109 | 一関市興田市民センター丑石体育館 | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 109 | 大東バレーボール記念館 | | | | | 非公募（オ） | | | | |
| 110 | 一関市興田市民センター興田体育館 | 興田地区振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 30,000円 |
| 111 | 一関市摺沢市民センター摺沢体育館 | 摺沢振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | R6. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 61,000円 |
| 112 | 一関市猿沢市民センター猿沢体育館 | 猿沢地区振興会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | H31. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 703,000円 |
| 113 | 一関市磐清水市民センター | 磐清水自治協議会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 18,941,000円 |
| 113 | 磐清水文化センター | | | | | 非公募（ア） | | | | |
| 114 | 一関市田河津市民センター | 田河津振興会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 15,108,000円 |
| 115 | 一関市川崎市民センター | 川崎まちづくり協議会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R3. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 34,853,000円 |
| 116 | 一関市藤沢市民センター | 藤沢町住民自治協議会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | H28. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 27,599,000円 |
| 116 | 一関市藤沢市民センター黄海分館 | | | | | 非公募（ア） | | | | 1,130,000円 |

議案第87号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

| 議案 番号 | 指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体 | 指定の期間 | | 新規 ・更新 | 選定 区分※ ⁴ | 指定管理の状況 | | | |
|----------|--------------------------|------------------|---------------------|------------------|-----------|------------------------|------------|--------------|--------------------|----------------|
| | | | 期間 | 年数 | | | 導 入 年月日 | 現在の 指定管理者 | 現在の指定期間 | 令和7年度 指定管理料 |
| 117 | 花泉テニスコート | 一般社団法人一関市スポーツ協会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ウ） | H19. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,719,000円 |
| 117 | 花泉第二体育館 | | | | | 非公募（ウ） | | | | 6,182,000円 |
| 117 | 花泉弓道場 | | | | | 非公募（ウ） | | | | 977,000円 |
| 118 | 藤沢ニコニコヘルス | 一般社団法人一関市スポーツ協会 | R8. 4. 1～R9. 3. 31 | 1年※ ² | 更新 | 非公募（オ） | H25. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,565,000円 |
| 119 | 藤沢スポーツランド | 藤沢町モータースポーツ協会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（エ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,781,000円 |
| 120 | 花泉児童クラブ | 花泉児童クラブ運営委員会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R5. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 32,095,000円 |
| 121 | 室根児童クラブ | 室根児童クラブ運営委員会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ア） | R5. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 11,115,000円 |
| 122 | 千厩農村勤労福祉センター | 社会福祉法人一関市社会福祉協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ウ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 4,231,000円 |
| 123 | 一関市真湯温泉センター | 株式会社みらい | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（カ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R6. 4. 1～R8. 3. 31 | 24,013,000円 |
| 124 | 花と泉の公園 | 花泉観光開発株式会社 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ウ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 49,315,000円 |
| 125 | 室根高原ふれあい牧場 | 室根総合開発株式会社 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ウ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 4,160,000円 |
| 125 | 大東ふるさと分校 | | | | | 非公募（ウ） | | | | 13,492,000円 |
| 125 | アストロ・ロマン大東 | | | | | 非公募（ウ） | | | | 6,041,000円 |
| 125 | 望洋平キャンプ場 | | | | | 非公募（ウ） | | | | 121,000円 |
| 126 | 一関農村女性の家 | 一関生活研究グループ連絡協議会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（エ） | H31. 4. 1 | 左記団体に同じ | R7. 4. 1～R8. 3. 31 | 1,669,000円 |
| 127 | 千厩農村環境改善センター | 職業訓練法人東磐職業訓練協会 | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（オ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R5. 4. 1～R8. 3. 31 | 3,093,000円 |
| 128 | 東山山谷自治会館 | 山谷自治会 | R8. 4. 1～R12. 3. 31 | 4年※ ³ | 更新 | 非公募（ア） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 0円 |
| 129 | 川崎農村研修センター | 農事組合法人門崎ファーム | R8. 4. 1～R11. 3. 31 | 3年※ ¹ | 更新 | 非公募（ア） | H26. 4. 1 | 左記団体に同じ | R7. 4. 1～R8. 3. 31 | 413,000円 |
| 130 | 室根農林水産物産地直売・交流促進施設 | 室根産地直売協同組合 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（エ） | H30. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 0円 |

議案第87号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

| 議案 番号 | 指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体 | 指定の期間 | | 新規 ・更新 | 選定 区分※ ⁴ | 指定管理の状況 | | | |
|----------|--------------------------|------------|---------------------|----|-----------|------------------------|------------|--------------|--------------------|----------------|
| | | | 期間 | 年数 | | | 導 入 年月日 | 現在の 指定管理者 | 現在の指定期間 | 令和7年度 指定管理料 |
| 131 | 大籠キリシタン殉教公園 | 藤沢町文化振興協会 | R8. 4. 1～R13. 3. 31 | 5年 | 更新 | 非公募（ウ） | H18. 4. 1 | 左記団体に同じ | R3. 4. 1～R8. 3. 31 | 6,981,000円 |
| 131 | 大籠キリシタン資料館 | | | | | 非公募（ウ） | | | | |
| 131 | 大籠殉教記念クルス館 | | | | | 非公募（ウ） | | | | |

※¹ 一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月22日決定）で保有縮減（廃止・譲渡）に分類している施設である。令和4年度から施設の利用者等と話し合いを開始し、令和7年度までに保有縮減に係る合意形成を図ることとして進めていたところであるが、引き続き保有見直しに取り組む必要がある状況にあり、保有見直しの実施にあたってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とするものである。

※² 保有縮減（廃止）に分類している施設であり、令和8年度内に施設を用途廃止する見込みであることから、令和8年度の1年間とするものである。

※³ 自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化についての方針に基づき、指定期間を財産処分制限期間が終了する年度までとし、2年間または4年間とするものである。

※⁴ 「一関市指定管理者制度導入方針」において、次のア～キに該当する場合には、公募によらず指定管理者を指定することができると定めている。

- ・ア：地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合。
- ・イ：法律及び補助制度等により、管理団体が特定される場合。
- ・ウ：施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合。
- ・エ：施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合。
- ・オ：既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合。
- ・カ：公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新（1回に限る。）の場合。
- ・キ：その他市長が必要と認める場合。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢情報通信センター

イ 所在地

一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地

ウ 施設規模等

一関市役所藤沢支所内：放送設備一式

一関ケーブルネットワーク内：受信設備一式、放送設備等一式

藤沢地域内等：送信施設（光ファイバ網(約 271km)、屋外中継増幅器、自営柱(299 本)等)

(2) 設置目的

市民生活の情報化を促進し、豊かで住みよいまちづくりの向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社一関ケーブルネットワーク

(2) 代表者名

代表取締役 山 岸 学

(3) 事務所の所在地

一関市八幡町 1 番 24 号

(4) 設立年月日

昭和 54 年 4 月 27 日

(5) 設立目的・事業概要

次の事業を営むことを目的とする。

ア テレビ放送再送信事業

イ 有線テレビ自主放送番組の制作・編集並びに送信事業

ウ FM放送同時再送信事業

エ 第 1 種電気通信事業

オ 宣伝・広告事業

カ ア～オに附帯する関連事業

(6) 従業員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

18 人

(7) 役員（令和 7 年 4 月 1 日現在）

代表取締役 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人

(8) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 31,280 | 30,718 | 30,291 | 29,850 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 543 | 490 | 837 | 1,034 |
| | 指定管理料 | 9,103 | 9,103 | 9,103 | 9,103 |
| | 計 | 40,926 | 40,311 | 40,231 | 39,987 |
| 支出 (B) | 人件費 | 6,613 | 6,268 | 6,914 | 7,068 |
| | 施設管理費 | 27,442 | 26,920 | 27,382 | 27,798 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 6,337 | 6,865 | 6,915 | 7,758 |
| | 計 | 40,392 | 40,053 | 41,211 | 42,624 |
| 収支(A-B) | | 534 | 258 | △ 980 | △ 2,637 |

(9) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 独自の番組制作
- (2) テレビジョン放送の有線による再配信

4 選定理由

藤沢情報通信センターの指定管理候補者として、次の理由により、株式会社一関ケーブルネットワークを選定した。

当該団体は、主な事業として、地上デジタルテレビジョン放送の配信を実施している。指定管理者制度を導入した平成23年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

本事業の開始当初から本施設のヘッドエンド設備（※）を現在の指定管理者が所有する局舎に設置しており、引き続き当該団体による管理運営が最も効果的かつ効率的であると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

※ ヘッドエンド設備とは、地上デジタルテレビジョン放送波などのテレビ信号を、加入者に配信するために、光ファイバケーブルの伝送路に送り出す装置のこと。

議案第88号

千厩こがね館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩こがね館
- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町小梨字又ヶ沢319番地
南小梨自治会
会長 須藤雅行
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩こがね館

イ 所在地

一関市千厩町小梨字新地 2 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,043.74 m²

延べ面積 102.07 m²

(2) 設置目的

農村地域の自治組織等の活動を活性化し、地域住民の学習、交流及びレクリエーション活動を通じて、地域の連帯と融和を図り、安全で豊かな地域づくりに寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

南小梨自治会

(2) 代表者名

会長 須藤 雅行

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町小梨字又ヶ沢 319 番地

(4) 設立年月日

昭和 61 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

住民自治の確立を図るため。

(6) 事業概要

ア 住民同士の親睦行事の開催

イ 地域にあった農業の応援活動

ウ 黄金山、千厩こがね館を中心とした交流事業の実施

エ スポーツ、レクリエーション活動の応援

オ 子ども会活動、女性活動、福祉活動、芸術文化活動の応援

カ 生活基盤整備事業の実施

キ 自主防災活動の実施（防災訓練等）

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

135 世帯、2 行政区

構成団体

小梨 7 区、小梨 8 区

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、部長 3 人、副部長 3 人、監事 2 人、行政区長 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 (B) | 人件費 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 施設管理費 | 195 | 149 | 166 | 141 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 245 | 199 | 216 | 191 |
| 収支(A-B) | | △ 245 | △ 199 | △ 216 | △ 191 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

千厩こがね館の指定管理候補者として、次の理由により、南小梨自治会を選定した。

当該団体は、小梨地区の2行政区から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、ほとんどが地域内の団体、住民の利用であり、地域団体が管理することで、地域活動を活性化し、地域住民の学習、交流及びレクリエーション活動を通じて、地域の連帯と融和を図り、安全で豊かな地域づくりに寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設が自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化についての「適正化の方針」における、「その利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっている施設」に該当し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による財産処分制限期間の経過後に地元自治会への譲渡を促進する方針としていることから、財産処分制限期間が終了する令和9年度までの2年間とする。

議案第89号

室根第4区集落センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根第4区集落センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字打越35番地
浜横沢地区自治会振興会
会長 金森勝利
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根第 4 区集落センター

イ 所在地

一関市室根町折壁字中谷地 135 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 3,000.11 m²

延べ面積 236.00 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

浜横沢地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 金 森 勝 利

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字打越 35 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関すること。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関すること。

ウ 地域づくり活動に関すること。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

254 世帯、4 自治会

構成団体

第 1 区自治会、第 2 区自治会、第 3 区自治会、第 4 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 142 |
| | 計 | 142 |
| 支出 (B) | 人件費 | 10 |
| | 施設管理費 | 130 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 140 |
| 収支(A-B) | | 2 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

室根第4区集落センターの指定管理候補者として、次の理由により、浜横沢地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、浜横沢地区の4自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成28年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は地域の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第90号

室根ひこばえの森交流センター及び室根第15地区会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根ひこばえの森交流センター
室根第15地区会館
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町矢越字湯舟82番地
矢越地区自治会振興会
会長 岩 渕 一 司
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模等 |
|----------------|----------------------|------------------------------|
| 室根ひこばえの森交流センター | 一関市室根町矢越字山古沢 94 番地 7 | 敷地面積 2,311.23 m ² |
| | | 延べ面積 255.00 m ² |
| 室根第 15 地区会館 | 一関市室根町矢越字朴 12 番地 3 | 敷地面積 909.28 m ² |
| | | 延べ面積 251.74 m ² |

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

矢越地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 岩 渕 一 司

(3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字湯舟 82 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関する事。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関する事。

ウ 地域づくり活動に関する事。

エ その他本会の目的達成に必要な事。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

492 世帯、5 自治会

構成団体

第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、第 15 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

- (9) これまでの指定管理業務の収支
ア 室根ひこばえの森交流センター

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 79 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 492 |
| | 計 | 571 |
| 支出 (B) | 人件費 | 5 |
| | 施設管理費 | 332 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 337 |
| 収支(A-B) | | 234 |

- イ 室根第 15 地区会館

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 2 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 174 |
| | 計 | 176 |
| 支出 (B) | 人件費 | 5 |
| | 施設管理費 | 113 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 8 |
| | 計 | 126 |
| 収支(A-B) | | 50 |

- (10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

室根ひこばえの森交流センター及び室根第 15 地区会館の指定管理候補者として、次の理由により、矢越地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、矢越地区の 5 自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成 28 年度

から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、室根ひこばえの森交流センター及び室根第 15 地区会館は、それぞれ地域の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね 3 年程度必要と見込まれることから、令和 10 年度までの 3 年間とする。

議案第91号

室根交流促進センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根交流促進センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町津谷川字浮野15番地
津谷川地区自治会振興会
会長 芳賀理喜子
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根交流促進センター

イ 所在地

一関市室根町津谷川字中磯 193 番地 12

ウ 施設規模等

敷地面積 6,855.84 m²

延べ面積 750.25 m²

(2) 設置目的

住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

津谷川地区自治会振興会

(2) 代表者名

会長 芳 賀 理喜子

(3) 事務所の所在地

一関市室根町津谷川字浮野 15 番地

(4) 設立年月日

昭和 57 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

一関市室根町の自治会活動の助長を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 自治会相互の連絡調整及び情報交換並びに各種事業の共催に関すること。

イ 室根町の各種団体・機関との連絡協調活動に関すること。

ウ 地域づくり活動に関すること。

エ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

263 世帯、5 自治会

構成団体

上津谷川自治会、竹野下自治会、中津谷川自治会、第 19 区自治会、第 20 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 873 |
| | 計 | 873 |
| 支出 (B) | 人件費 | 8 |
| | 施設管理費 | 753 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 761 |
| 収支(A-B) | | 112 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

室根交流促進センターの指定管理候補者として、次の理由により、津谷川地区自治会振興会を選定した。

当該団体は、津谷川地区の5自治会から構成される団体である。当該施設の管理運営を平成28年度から行っており、組織体制、事業内容等について健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は地域の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第92号

西口コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
西口コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町西口字東立石79番地
西口自治会協議会
会長 高橋 新一
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

西口コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町西口字十文字 119 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 3,307.20 m²

延べ面積 327.51 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

西口自治会協議会

(2) 代表者名

会長 高橋新一

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町西口字東立石 79 番地

(4) 設立年月日

昭和 51 年 5 月 1 日

(5) 設立目的

西口地区の自治会が、協調して自治組織推進と地域の振興、福祉の増進に寄与するとともに、地域住民自治の確立を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 西口地区地域づくり活動事業の取組に関する事。

イ 藤沢野焼祭への参加に関する事。

ウ 西口地区敬老会の開催に関する事。

エ コミュニティ花壇への取組に関する事。

オ 西口地区環境保全活動の支援に関する事。

カ 各種スポーツ行事等への参加に関する事。

キ その他必要と認める事業に関する事。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

169 世帯、3 自治会

構成団体

第 6 区自治会、第 7 区自治会、第 8 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事若干名、監事 3 人、書記会計 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 230 |
| | 計 | 230 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 198 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 198 |
| 収支(A-B) | | 32 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

西口コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、西口自治会協議会を選定した。

当該団体は、西口地区の3自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第93号

本郷白藤交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
本郷白藤交流館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町藤沢字黒木9番地
本郷地区自治会協議会
会長 千葉民雄

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

本郷白藤交流館

イ 所在地

一関市藤沢町藤沢字八沢 132 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,861.12 m²

延べ面積 344.52 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

本郷地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 千葉民雄

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町藤沢字黒木 9 番地

(4) 設立年月日

昭和 55 年 9 月 5 日

(5) 設立目的

住民自治の確立、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

233 世帯、3 自治会

構成団体

第 9 区自治会、第 10 区自治会、第 11 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 11 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 15 |
| | 指定管理料 | 175 |
| | 計 | 190 |
| 支出 (B) | 人件費 | 20 |
| | 施設管理費 | 172 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 192 |
| 収支(A-B) | | △ 2 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

本郷白藤交流館の指定管理候補者として、次の理由により、本郷地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、本郷地区の3自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第94号

曲田地区ふれあいセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
曲田地区ふれあいセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字上曲田174番地18
曲田地域自治会協議会
会長 石田 正彦

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

曲田地区ふれあいセンター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字下曲田 417 番地 18

ウ 施設規模等

敷地面積 1,891.80 m²

延べ面積 251.74 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

曲田地域自治会協議会

(2) 代表者名

会長 石 田 正 彦

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字上曲田 174 番地 18

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の相互の理解と協調を図り、協働の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 行政機関、各種団体との連絡調整等に関すること。

ウ 生涯スポーツの推進に係る地区事業の促進に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

オ 女性組織活動に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

101 世帯、3 自治会

構成団体

小日形自治会、曲田自治会、中山自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 207 |
| | 計 | 207 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 161 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 161 |
| 収支(A-B) | | 46 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

曲田地区ふれあいセンターの指定管理候補者として、次の理由により、曲田地域自治会協議会を選定した。

当該団体は、曲田地区の3自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第95号

陶芸センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
陶芸センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字西深萱139番地3
深萱自治会
会長 熊谷 明

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

陶芸センター

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字東深萱 192 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 27,184.00 m²

延べ面積 309.35 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

深萱自治会

(2) 代表者名

会長 熊 谷 明

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字西深萱 139 番地 3

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

会員の持つ伝統的、文化的、かつ豊かな創造性で、地域及び会員の平和と幸せを押し進めることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員相互の親睦、福利厚生、文化教養に関すること。

イ 社会整備に関すること。

ウ 伝統行事の継承に関すること。

エ 地域住民の保健・福祉・医療の推進に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

47 世帯、1 団体（深萱自治会）

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、部長 5 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 34 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 384 |
| | 計 | 418 |
| 支出 (B) | 人件費 | 10 |
| | 施設管理費 | 375 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 46 |
| | 計 | 431 |
| 収支(A-B) | | △ 13 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

陶芸センターの指定管理候補者として、次の理由により、深萱自治会を選定した。

当該団体は、藤沢23区の区域を範囲とする自治会組織である。指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、作陶を通じた地域内外との交流及び地域住民の活動の拠点として利用されており、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第96号

徳田交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
徳田交流館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町徳田字車田43番地1
徳田地区住民自治協議会
会長 三浦幸喜

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

徳田交流館

イ 所在地

一関市藤沢町徳田字長沢 146 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,823.00 m²

延べ面積 345.31 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

徳田地区住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 三 浦 幸 喜

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町徳田字車田 43 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 60 年 7 月 13 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任による住民自治の地域づくりを進めるとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「みんなが、生き生き、楽しく、明るく豊かに暮らせる徳田」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

ア 徳田地域づくり計画の推進と連携及び評価並びに行政への提言、意見

イ 地域づくりを推進するための組織の強化及び人づくり、環境づくり

ウ その他目的を達成するために必要な事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

340 世帯、5 自治会

構成団体

第 24 区自治会、第 25 区自治会、第 26 区自治会、第 27 区自治会、第 28 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、専門部長 7 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 20 | 8 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 217 | 217 |
| | 計 | 237 | 225 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 179 | 157 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 179 | 157 |
| 収支(A-B) | | 58 | 68 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

徳田交流館の指定管理候補者として、次の理由により、徳田地区住民自治協議会を選定した。

当該団体は、徳田地区の5自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第97号

新沼コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
新沼コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町砂子田字百目木59番地
新沼地区自治会協議会
会長 伊藤 武

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

新沼コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字関田 45 番地 10

ウ 施設規模等

敷地面積 5,501.00 m²

延べ面積 390.86 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

新沼地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 伊 藤 武

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町砂子田字百目木 59 番地

(4) 設立年月日

平成 6 年 8 月 27 日

(5) 設立目的

砂子田、増沢、新沼地区内自治会相互の連携を図り、地域福祉の推進と生活環境の保持を目指し地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 藤沢野焼祭への参加に関する事。

イ 砂子田、増沢、新沼地区敬老会の開催に関する事。

ウ コミュニティ花壇への取組に関する事。

エ 各種スポーツ行事等への参加に関する事。

オ 地域づくり活動事業の取組に関する事。

カ その他必要と認める事業に関する事。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

457 世帯、7 自治会

構成団体

29 区自治会、第 30 区自治会、第 31 区自治会、第 32 区自治会、第 33 区自治会、藤沢町第 34 区自治会、第 35 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、幹事 4 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 1 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 34 |
| | 指定管理料 | 340 |
| | 計 | 375 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 344 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 344 |
| 収支(A-B) | | 31 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

新沼コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、新沼地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、新沼地区の7自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第98号

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
保呂羽コミュニティセンター
保呂羽コミュニティ体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町保呂羽字大宝城275番地
保呂羽地区自治会協議会
会長 熊谷 昌幸
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模 | |
|---------------|---------------------------|------|-------------------------|
| 保呂羽コミュニティセンター | 一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 11 | 敷地面積 | 812.00 m ² |
| | | 延べ面積 | 297.70 m ² |
| 保呂羽コミュニティ体育館 | 一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 9 | 敷地面積 | 2,777.00 m ² |
| | | 延べ面積 | 635.00 m ² |

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

保呂羽地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 熊谷昌幸

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町保呂羽字大宝城 275 番地

(4) 設立年月日

昭和 51 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

地区全体の事業推進を図るため、地区関係機関及び団体との連携を基に事業実施にあたることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地区コミュニティグラウンドの環境整備作業

イ 春期「お花見会」の開催

ウ 敬老会の開催

エ 保呂羽地区スポレク祭の開催

オ どんと祭の開催

カ その他目的達成のため役員会で必要と認められる事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

187 世帯、4 自治会

構成団体

第 36 区自治会、第 37 区自治会、第 38 区自治会、第 39 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 7 人、理事若干名、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 保呂羽コミュニティセンター

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 4 | 4 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 206 | 206 |
| | 計 | 210 | 210 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 184 | 154 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 184 | 154 |
| 収支(A-B) | | 26 | 56 |

イ 保呂羽コミュニティ体育館

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 3 | 3 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 147 | 147 |
| | 計 | 150 | 150 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 107 | 107 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 107 | 107 |
| 収支(A-B) | | 43 | 43 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理候補者として、次の理由により、保呂羽地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、保呂羽地区の4自治会から構成される団体である。指定管理者制度を導入した平成18

年度又は平成 22 年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は地域づくり活動の拠点として利用されており、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね 3 年程度必要と見込まれることから、令和 10 年度までの 3 年間とする。

議案第99号

大籠コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大籠コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字田ヶ谷71番地1
第42区自治会
会長 佐々木 重 吉

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

大籠コミュニティセンター

イ 所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 8 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,443.40 m²

延べ面積 199.34 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

第 42 区自治会

(2) 代表者名

会長 佐々木 重 吉

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 71 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 50 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

住民自治の確立に向け、幼児から高齢者に至る地域住民の親睦と健康・体力作りを積極的に推進し、併せて保健・福祉・医療の包括した活動を実施することにより、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与する。

(6) 事業概要

ア 会員の相互の親睦、福利厚生、文化教養活動

イ 行政機関、各種団体等の連絡調整等

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

38 世帯、1 団体（第 42 区自治会）

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、専門部長 6 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 4 | 2 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 145 | 145 |
| | 計 | 149 | 147 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 125 | 117 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 125 | 117 |
| 収支(A-B) | | 24 | 30 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

大籠コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、第42区自治会を選定した。

当該団体は、藤沢42区の世帯で構成する団体である。指定管理者制度を導入した平成18年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は地域づくり活動の拠点として利用されており、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第100号

郷土文化保存伝習館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
郷土文化保存伝習館

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字右名沢28番地7
藤沢町文化振興協会
会長 八巻 徹

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

郷土文化保存伝習館

イ 所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 27 番地 6

ウ 施設規模等

敷地面積 5,027.00 m²

延べ面積 250.24 m²

(2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町文化振興協会

(2) 代表者名

会長 八 卷 徹

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

(4) 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

文化財の保護、保存及び活用等を図るとともに岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進を図り、もって市民の教育及び文化振興に寄与する。

(6) 事業概要

ア 藤沢地域の歴史に関する資料の収集、保管、展示等の事業に関すること。

イ 岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進に関すること。

ウ 公の施設の管理運営に関すること。

エ 歴史や文化に係わる書籍等の刊行及び販売に関すること。

オ その他この会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(8) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 20 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 226 |
| | 計 | 246 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 254 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 1 |
| | 計 | 255 |
| 収支(A-B) | | △ 9 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

郷土文化保存伝習館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。

当該団体は、藤沢地域の歴史文化の伝承、保存、活用を通して住民の社会教育と地域の文化振興に資することを目的に活動する団体である。指定管理者制度を導入した平成 18 年度から、当該施設の管理を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、隣接する大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館と一体的な管理をすることにより効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね 3 年程度必要と見込まれることから、令和 10 年度までの 3 年間とする。

議案第101号

一関文化センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関文化センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市大手町2番16号
特定非営利活動法人一関文化会議所
理事長 内田正好
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関文化センター

イ 所在地

一関市大手町 2 番 16 号

ウ 施設規模等

敷地面積 7,371.00 m²

延べ面積 13,625.91 m²

(2) 設置目的

芸術、文化の振興を図るとともに、必要な情報を提供し、もって市民福祉の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人一関文化会議所

(2) 代表者名

理事長 内 田 正 好

(3) 事務所の所在地

一関市大手町 2 番 16 号

(4) 設立年月日

平成 13 年 2 月 23 日（特定非営利活動法人認証年月日）

(5) 設立目的

地域の特色ある文化を育み、潤いと安らぎのある郷土を創るため、一関市民が行う文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、もって市民の生活文化の向上に寄与する。

(6) 事業概要

ア 地域芸術文化の推進に関する事業

イ 地域文化活動に対する奨励事業

ウ 文化的な魅力あるまちづくりに関する提言事業

エ 文化及び教育に関する事業

オ 公共施設の管理運営受託事業

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

9 人

(8) 役員（令和 7 年 4 月 1 日現在）

理事長 1 人、副理事長 2 人、理事 17 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 12,173 | 15,752 | 13,388 | 14,418 |
| | 事業収入 | 9,845 | 11,004 | 16,531 | 19,184 |
| | その他の収入 | 8,345 | 8,869 | 18,466 | 5,557 |
| | 指定管理料 | 186,248 | 185,835 | 187,631 | 194,357 |
| | 計 | 216,611 | 221,460 | 236,016 | 233,516 |
| 支出 (B) | 人件費 | 53,298 | 52,828 | 49,871 | 48,612 |
| | 施設管理費 | 108,985 | 115,091 | 115,880 | 120,567 |
| | 事業費 | 30,385 | 32,266 | 39,553 | 32,734 |
| | 一般管理費 | 18,734 | 19,917 | 20,183 | 20,858 |
| | 計 | 211,402 | 220,102 | 225,487 | 222,771 |
| 収支(A-B) | | 5,209 | 1,358 | 10,529 | 10,745 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 市民文化活動支援事業
- (2) 市民参加型事業
- (3) 青少年芸術鑑賞事業
- (4) 芸術鑑賞事業
- (5) 中学校文化活動 アウトリーチ事業
- (6) 芸術文化の普及振興に関する事業

4 選定理由

一関文化センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人一関文化会議所を選定した。

当該団体は、市民の文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。指定管理者制度を導入した平成20年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、芸術、文化の振興を図るとともに必要な情報を提供し、市民福祉の増進を図ることを目的として設置した施設であり、公共的役割を担っている当該団体が管理運営することにより、施設の効果的・効率的な管理運営が図られると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより指定管理者の安定的な管理が期待できること、当該施設の管理運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第102号

一関市巖美市民センター山谷分館及び一関市巖美市民センター達古袋分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市巖美市民センター山谷分館
一関市巖美市民センター達古袋分館
- 2 指定管理者となる団体
一関市巖美町字沖野々116番地6
巖し美しの里協議会
会長 千 條 幸 男
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模 |
|------------------|-------------------|---|
| 一関市厳美市民センター山谷分館 | 一関市厳美町字入道 200 番地 | 敷地面積 14,755.00 m ² 延べ面積 1,277.69 m ² |
| 一関市厳美市民センター達古袋分館 | 一関市萩荘字八幡 153 番地 1 | 敷地面積 14,032.00 m ² 延べ面積 862.85 m ² |

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いづ うれし
厳し美しの里協議会

(2) 代表者名

会長 千 條 幸 男

(3) 事務所の所在地

一関市厳美町字沖野々 116 番地 6

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 20 日

(5) 設立目的

厳美町、霜後及び達古袋地区内の住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 住民が主体となった地域づくり計画の策定とその実現に関すること。

イ 地域振興、保健、福祉、環境衛生の向上に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、スポーツの振興に関すること。

エ 防犯・防災・交通安全活動など安心、安全なまちづくりの推進に関すること。

オ 行政機関及び地区内の各種団体との連携、調整に関すること。

カ その他目的達成に必要と認められること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,328 世帯、23 行政区及び 20 団体

構成団体等

厳美 1 区、厳美 2 区、厳美 3 区、厳美 4 区、厳美 5 区、厳美 6 区、厳美 7 区、厳美 8 区、厳美 9 区、厳美 10 区、厳美 11 区、厳美 12 区、厳美 13 区、厳美 14 区、厳美 15 区、厳美 16 区、厳美 17 区、厳美 18 区、霜後区、達古袋 1 区、達古袋 2 区、達古袋 3 区、達古袋 4 区、厳美地区民生児童委員協議会、保健推進委員、農政推進員、厳美小学校 P T A、厳美中学校 P T A、一関地域防犯協会厳美支部、厳美地区体育協会、一関地区交通安全協会厳美分会、一関市消防団一関第 4 分団、一関市消防団一関第 5 分団第 5 部、一関婦人消防協力隊第 5 分隊、厳美地区福祉活動推進協議会、厳美地区老人クラブ連絡協議会、厳美をきれいにする会、道の駅厳美溪、一関温泉郷協議会、骨寺村ガイドンス運営協議会、達古袋農業教育協会、山谷地域振興協議会、一関生活改善センター運営委

員会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 16 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市巖美市民センター山谷分館

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------------------|--------|-------|
| 収 入 (A) | 利用料金収入 | 38 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,112 |
| | 計 | 1,150 |
| 支 出 (B) | 人件費 | 425 |
| | 施設管理費 | 704 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 1,129 |
| 収支(A-B) | | 21 |

イ 一関市巖美市民センター達古袋分館

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------------------|--------|-------|
| 収 入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,342 |
| | 計 | 1,342 |
| 支 出 (B) | 人件費 | 425 |
| | 施設管理費 | 776 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 1,201 |
| 収支(A-B) | | 141 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和7年度実施）

震災伝承事業 ※山谷分館

4 選定理由

一関市巖美市民センター山谷分館及び一関市巖美市民センター達古袋分館の指定管理候補者として、次の理由により、巖し美しの里協議会を選定した。

当該団体は、巖美町、霜後及び達古袋地区内の住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的として設立された巖美地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和4年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第103号

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市萩荘市民センター市野々分館

- 2 指定管理者となる団体
一関市萩荘字打ノ目124番地
萩荘地区まちづくり協議会
会長 千葉 守雄

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市萩荘市民センター市野々分館

イ 所在地

一関市萩荘字上本郷 305 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 7,223.00 m²

延べ面積 1,281.28 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

萩荘地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 千葉守雄

(3) 事務所の所在地

一関市萩荘字打ノ目 124 番地

(4) 設立年月日

平成 26 年 7 月 11 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

キ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

3,198 世帯、14 行政区及び 25 団体

構成団体等

萩荘 1 民区、脇田郷区、川崎区、駒下区、高梨区、萩荘 2 民区、萩荘 3 民区、萩荘 4 民区、萩荘 5 民区、萩荘 6 民区、萩荘 7 民区、萩荘 9 民区、萩荘 10 民区、萩荘 11 民区、萩荘地区農政推進員協議会、萩荘地区福祉活動推進協議会、萩荘地区民生児童委員協議会、萩荘地区保健推進委員、萩荘体育協会、萩荘文化協会、ふるさと学習塾、萩荘地区老人クラブ、一関地区交通安全協会萩荘分会、一関地域防犯協会萩荘支部、J Aいわて平泉女性部萩荘支部、一関市消防団一関第 5 分団、一

関地域婦人消防協力隊第6分隊、萩荘小学校PTA、萩荘中学校PTA、萩荘商工振興会、萩荘地域を考える会、萩荘市民センター市野々分館、ハギ☆プロ、特別養護老人ホーム福光園、介護施設ラポールテトラ、ブナの木園、萩荘ふるさと大学運営委員会、木謡会、萩荘黒沢VBC

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事15人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 85 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,247 |
| | 計 | 1,332 |
| 支出 (B) | 人件費 | 314 |
| | 施設管理費 | 876 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 2 |
| | 計 | 1,192 |
| 収支(A-B) | | 140 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和7年度実施）

(1) 成人事業

- ・初心者スマホ教室
- ・庭木の剪定教室

(2) 青少年事業

- ・自鏡山に登ろう！

4 選定理由

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理候補者として、次の理由により、萩荘地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的に設立された、萩荘地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した平成29年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理する

ことにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第104号

一関市永井市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市永井市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町永井字粒乱田69番地1
永井地域コミュニティ活性化協議会
会長 高橋 光政

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第105号

高倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
高倉コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町永井字粒乱田69番地1
永井地域コミュニティ活性化協議会
会長 高橋 光政

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模等 | |
|--------------|----------------------|-------|--------------------------|
| 一関市永井市民センター | 一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1 | 敷地面積 | 37,715.68 m ² |
| | | 延べ面積 | 1,589.45 m ² |
| 高倉コミュニティセンター | 一関市花泉町永井字薬師沢 99 番地 | 敷地面積 | 981.00 m ² |
| | | 延べ面積 | 302.00 m ² |

(2) 設置目的

| 施設名 | 設置目的 |
|--------------|--------------------------------------|
| 一関市永井市民センター | 市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。 |
| 高倉コミュニティセンター | 近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。 |

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

永井地域コミュニティ活性化協議会

(2) 代表者名

会長 高橋 光 政

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町永井字粒乱田 69 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

(5) 設立目的

地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の立案、策定及びその推進に関すること。

イ 地区の振興並びに発展に関すること。

ウ 保健・福祉の向上に関すること。

エ 生活環境の整備に関すること。

オ 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。

カ 文化・芸術の振興と生涯学習の推進に関すること。

キ スポーツの振興に関すること。

ク 行政機関・各種上部団体との連絡調整に関すること。

ケ その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

658 世帯、10 行政区長及び 28 団体

構成団体等

永井 1－1 区行政区長、永井 1－2 区行政区長、永井 2 区行政区長、永井 3 区行政区長、永井 4

区行政区長、永井5区行政区長、永井6区行政区長、永井7区行政区長、永井8区行政区長、永井9区行政区長、第一公民館、六道集落公民館、鴻ノ巣集落公民館、三本木集落公民館、杉則集落振興協議会、大滝公民館、塔婆崎集落公民館、高倉集落、九千沢サンコスモスセンター、九千沢集落公民館、大森集落公民館、杉山公民館、東永井集落公民館、粒乱田集落公民館、内ノ目集落公民館、白崖自治会、永井地区福祉推進協議会、永井体育協会、永井地区防災自治会、一関地区交通安全協会永井分会、永井地区老人クラブ連合会、永井地区婦人会、永井地区民生児童委員協議会、一関市消防団花泉地域第1分団、花泉町婦人消防協力隊第1分隊、永井地区郷土芸能伝承保存会、一関市立花泉小学校永井地区PTA、一関市立花泉中学校永井地区PTA

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事3人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市永井市民センター

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 111 | 203 | 193 | 205 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 114 | 432 | 79 | 92 |
| | 指定管理料 | 18,293 | 18,185 | 18,249 | 18,613 |
| | 計 | 18,518 | 18,820 | 18,521 | 18,910 |
| 支出 (B) | 人件費 | 12,601 | 13,201 | 12,518 | 13,420 |
| | 施設管理費 | 3,036 | 3,488 | 3,812 | 3,503 |
| | 事業費 | 83 | 189 | 240 | 198 |
| | 一般管理費 | 386 | 350 | 409 | 383 |
| | 計 | 16,106 | 17,228 | 16,979 | 17,504 |
| 収支(A-B) | | 2,412 | 1,592 | 1,542 | 1,406 |

イ 高倉コミュニティセンター

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 191 |
| | 計 | 191 |
| 支出 (B) | 人件費 | 83 |
| | 施設管理費 | 86 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 169 |
| 収支(A-B) | | 22 |

- (10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 青少年事業 ※永井市民センター
コズミックカレッジ
- (2) 成人事業・女性事業 ※永井市民センター
健康ウォーキング、ヨガ教室、料理教室
- (3) 高齢者事業 ※永井市民センター
永寿大学

4 選定理由

一関市永井市民センター及び高倉コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、永井地域コミュニティ活性化協議会を選定した。

当該団体は、地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的として設立された、永井地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和3年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関市永井市民センターの指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

高倉コミュニティセンターの指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第106号

一関市日形市民センター日形体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市日形市民センター日形体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町日形字井戸沢38番地2
日花里の郷日形
会長 吉田政継
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市日形市民センター日形体育館

イ 所在地

一関市花泉町日形字町裏 131 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 10,426.00 m²

延べ面積 424.44 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

日花里の郷日形

(2) 代表者名

会長 吉田政継

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 25 日

(5) 設立目的

地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画による地域づくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、産業振興に関すること。

ウ 福祉・健康・生活環境の改善に関すること。

エ 教育・文化の向上と生涯学習・生涯スポーツに関すること。

オ 防犯防災・交通安全の推進に関すること。

カ 地区内の各種団体等の活性化、及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有、並びに協働の推進等に関すること。

ク その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

252 世帯、7 行政区長及び 24 団体

構成団体等

日形 1 区行政区長、日形 2 区行政区長、日形 3 区行政区長、日形 4-1 区行政区長、日形 4-2 区行政区長、日形 5 区行政区長、日形 6 区行政区長、小野集落公民館、町裏集落公民館、高井集落公民館、八雲集落公民館、中通集落公民館、上通集落公民館、中神自治会、払田自治会、日形自主防災会、日形地区体育協会、日形婦人会、J A いわて平泉女性部日形支部、クラブひかた、日形地区福祉推進協議会、日形地区民生児童委員連絡協議会、一関市立花泉小学校老松日形地区 P T A、

一関市立花泉中学校老松日形地区PTA、花泉地域防犯協会日形支部、花泉町婦人消防協力隊第6分隊、一関地区交通安全協会日形分会、日形生産森林組合、日形営農組合、日防会、日花里保全振興会

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事11人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 2 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 213 |
| | 計 | 215 |
| 支出 (B) | 人件費 | 29 |
| | 施設管理費 | 190 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 219 |
| 収支(A-B) | | △4 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

一関市日形市民センター日形体育館の指定管理候補者として、次の理由により、日花里の郷日形を選定した。

当該団体は、地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりを進め、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された、日形地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組

む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第107号

刈生沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
刈生沢コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町金沢字大柳56番地
金沢ふるさと協議会
会長 加藤克巳
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

刈生沢コミュニティセンター

イ 所在地

一関市花泉町金沢字中屋敷 38 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 3,754.87 m²

延べ面積 552.56 m²

(2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

金沢ふるさと協議会

(2) 代表者名

会長 加藤 克巳

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

(4) 設立年月日

平成 27 年 9 月 19 日

(5) 設立目的

協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの計画策定・推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心・快適な地域づくりに関すること。

オ 地区内各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ その他目的達成のために必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

740 世帯、11 行政区長及び 34 団体

構成団体等

金沢 1-1 区行政区長、金沢 1-2 区行政区長、金沢 2 区行政区長、金沢 3 区行政区長、金沢 4-1 区行政区長、金沢 4-2 区行政区長、金沢 5-1 区行政区長、金沢 5-2 区行政区長、金沢 6-1 区行政区長、金沢 6-2 区行政区長、金沢 7 区行政区長、本町集落公民館、仲町集落公民館、金沢新町自治会、内沢集落公民館、刈生沢集落公民館、中山集落公民館、菅ノ平地区自治会、上飯倉集落公民館、下飯倉集落公民館、北金里団地自治会、大門集落公民館、金沢地区集落公民館連絡協議会、金沢地区行政区長会、金沢地区民生児童委員協議会、金沢地区福祉推進協議会、金沢地区体育協会、金沢地区自主防災会、一関地区交通安全協会金沢分会、金沢地域婦人団体協議会、一関市立花泉小学校金沢地区 P T A、一関市立花泉中学校金沢地区 P T A、金沢地区老人クラ

ブ連合会、花泉地域公衆衛生組合連合会、一関市消防団花泉地域第3分団、一関市食生活改善推進員協議会花泉支部、花泉地域防犯協会金沢支部、J Aいわて平泉女性部金沢支部、花泉町婦人消防協力隊第7分隊、金沢農家組合協議会、金沢生産森林組合、金沢保育園、J Aいわて平泉青年部金沢支部、花泉地域保健推進委員協議会、父ちゃんの会

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事11人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 2 | 2 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 333 | 308 |
| | 計 | 335 | 310 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 311 | 324 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 311 | 324 |
| 収支(A-B) | | 24 | △14 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

刈生沢コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、金沢ふるさと協議会を選定した。

当該団体は、協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的として設立された、金沢地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和2年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組

む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第108号

亥年コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
亥年コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町涌津字松ノ坊65番地2
涌津まちづくり協議会
会長 岩 渕 文 雄

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

亥年コミュニティセンター

イ 所在地

一関市花泉町涌津字山中 31 番地 109

ウ 施設規模等

敷地面積 4,823.00 m²

延べ面積 602.40 m²

(2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

涌津まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 岩 渕 文 雄

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、産業振興に関すること。

ウ 福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

エ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

オ 防災・防犯・交通安全に関すること。

カ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

ク その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,149 世帯、9 行政区長及び 23 団体

構成団体等

涌津 1－1 行政区長、涌津 1－2 行政区長、涌津 1－3 行政区長、涌津 2 行政区長、涌津 3 行政区長、涌津 4 行政区長、涌津 5 行政区長、涌津 6 行政区長、涌津 7 行政区長、涌津原集落公民館、熊ノ倉集落公民館、白浜集落公民館、合ノ柴集落公民館、亥年集落公民館、吉田集落公民館、矢ノ目集落公民館、下町集落公民館、中新集落公民館、涌津地区行政区長会、涌津地区体育協会、涌津地区自主防災会、涌津地区婦人会、一関市老人クラブ連合会花泉支部涌津協議会、涌津地区福祉推

進協議会、一関市立花泉小学校PTA涌津地区、涌津地区民生委員児童委員協議会、一関地区交通安全協会涌津分会、一関市花泉地域農政推進員協議会、一関市消防団花泉地域第2分団1～4部、花泉町婦人消防協力隊第2分隊、JAいわて平泉女性部花泉中央支部涌津支部、一関市立花泉中学校PTA涌津地区

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事12人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 62 | 36 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 310 | 311 |
| | 計 | 372 | 347 |
| 支出 (B) | 人件費 | 43 | 55 |
| | 施設管理費 | 388 | 202 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 431 | 257 |
| 収支(A-B) | | △ 59 | 90 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

亥年コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、涌津まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された、涌津地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による

施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第109号

一関市興田市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市興田市民センター
大東開発センター
一関市興田市民センター天狗田体育館
一関市興田市民センター中川体育館
一関市興田市民センター京津畑体育館
一関市興田市民センター丑石体育館
大東バレーボール記念館

2 指定管理者となる団体

一関市大東町鳥海字細田19番地2
興田地区振興会
会長 佐藤 幸平

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第110号

一関市興田市民センター興田体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市興田市民センター興田体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町鳥海字細田19番地2
興田地区振興会
会長 佐藤幸平
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模等 | |
|-------------------------|----------------------|-------|-------------------------|
| 一関市興田市民センター 大東開発センター | 一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2 | 敷地面積 | 5,735.11 m ² |
| | | 延べ面積 | 1,482.91 m ² |
| 一関市興田市民センター興田 体育館 | 一関市大東町鳥海字川又 4 番地 | 敷地面積 | 659.05 m ² |
| | | 延べ面積 | 534.00 m ² |
| 一関市興田市民センター天狗 田体育館 | 一関市大東町沖田字峯岸 14 番地 | 敷地面積 | 1,291.86 m ² |
| | | 延べ面積 | 684.00 m ² |
| 一関市興田市民センター中川 体育館 | 一関市大東町中川字中大畑 98 番地 | 敷地面積 | 1,662.05 m ² |
| | | 延べ面積 | 650.00 m ² |
| 一関市興田市民センター京津 畑体育館 | 一関市大東町中川字上ノ山 59 番地 2 | 敷地面積 | 881.39 m ² |
| | | 延べ面積 | 519.00 m ² |
| 一関市興田市民センター丑石 体育館 | 一関市大東町鳥海字上野 105 番地 3 | 敷地面積 | 917.35 m ² |
| | | 延べ面積 | 670.00 m ² |
| 大東バレーボール記念館 | 一関市大東町鳥海字細田 24 番地 | 敷地面積 | 6,230.81 m ² |
| | | 延べ面積 | 1,521.49 m ² |

備考 一関市興田市民センターと大東開発センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

| 施設名 | 設置目的 |
|-----------------------|--|
| 一関市興田市民センター | 市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。 |
| 大東開発センター | 産業開発の拠点として地域住民の学習及び研修の場とし、あわせて生活の合理的な改善を促進し、健全な地域社会をつくるため。 |
| 一関市興田市民センター興田 体育館 | 市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。 |
| 一関市興田市民センター天狗 田体育館 | |
| 一関市興田市民センター中川 体育館 | |
| 一関市興田市民センター京津 畑体育館 | |
| 一関市興田市民センター丑石 体育館 | |
| 大東バレーボール記念館 | |

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

興田地区振興会

(2) 代表者名

会長 佐藤 幸平

(3) 事務所の所在地

一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2

(4) 設立年月日

平成 20 年 7 月 13 日

(5) 設立目的

興田地区に住んでいる私たちが、地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的とする。

(6) 事業概要

ア コミュニティに関すること。

イ 教育、子育て、文化に関すること。

ウ 健康、福祉に関すること。

エ 産業振興に関すること。

オ 安心、安全、環境に関すること。

カ 一関市興田市民センター等の指定管理に関すること。

キ その他本会の目的達成のために必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,133 世帯、34 団体

構成団体等

八日町町内会、前田野自治会、大住自治会、向山自治会、天狗田自治会、下沖田公民館、沖田自治会、小西自治会、鳥海自治会、小森自治会、前畑自治会、丑石自治会、市之通自治会、野田自治会、遅沢自治会、京津畑自治会、中川地域振興協議会、下中川自治会、興田地区行政区長会、東磐井地区交通安全協会興田分会、興田婦人会、興田地区食生活改善推進員協議会、興田体育協会、興田地区老人クラブ、興田小学校 P T A、興田保育園保護者会、J Aいわて平泉女性部大東中央支部興田支部、興田農家組合、興田地区福祉活動推進協議会、興田地区民生児童委員協議会、一関市消防団大東第 2 分団、興田防犯協会、興田芸術文化協会、興田史談会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 34 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市興田市民センター（大東開発センター）

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 292 | 287 | 284 | 267 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 157 | 463 | 345 | 135 |
| | 指定管理料 | 19,692 | 18,580 | 18,571 | 20,477 |
| | 計 | 20,141 | 19,330 | 19,200 | 20,879 |
| 支出 (B) | 人件費 | 11,574 | 12,604 | 12,908 | 14,466 |
| | 施設管理費 | 4,173 | 5,356 | 5,384 | 5,971 |
| | 事業費 | 363 | 362 | 242 | 412 |
| | 一般管理費 | 1 | 2 | 5 | 1 |
| | 計 | 16,111 | 18,324 | 18,539 | 20,850 |
| 収支(A-B) | | 4,030 | 1,006 | 661 | 29 |

イ 一関市興田市民センター興田体育館

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 58 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 30 |
| | 計 | 88 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 88 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 88 |
| 収支(A-B) | | 0 |

ウ 一関市興田市民センター天狗田体育館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 4 | 2 | 6 | 8 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 224 | 209 | 221 | 194 |
| | 計 | 228 | 211 | 227 | 202 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 228 | 211 | 227 | 202 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 228 | 211 | 227 | 202 |
| 収支(A-B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ 一関市興田市民センター中川体育館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 224 | 310 | 233 | 251 |
| | 計 | 224 | 311 | 235 | 255 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 224 | 311 | 235 | 255 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 224 | 311 | 235 | 255 |
| 収支(A-B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

オ 一関市興田市民センター京津畑体育館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 172 | 186 | 177 | 173 |
| | 計 | 172 | 187 | 177 | 173 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 172 | 187 | 177 | 173 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 172 | 187 | 177 | 173 |
| 収支(A-B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

カ 一関市興田市民センター丑石体育館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 757 | 759 | 731 | 807 |
| | 計 | 757 | 761 | 731 | 807 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 757 | 761 | 731 | 807 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 757 | 761 | 731 | 807 |
| 収支(A-B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

キ 大東バレーボール記念館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 165 | 155 | 224 | 230 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 4,626 | 4,950 | 5,090 | 6,532 |
| | 計 | 4,791 | 5,105 | 5,314 | 6,762 |
| 支出 (B) | 人件費 | 2,617 | 2,875 | 2,651 | 2,908 |
| | 施設管理費 | 977 | 1,445 | 1,916 | 1,972 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 3,594 | 4,320 | 4,567 | 4,880 |
| 収支(A-B) | | 1,197 | 785 | 747 | 1,882 |

- (10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 少年教育（学びの土曜塾、大東キッズサマーキャンプ、興田キッズかまばた教室等）
- (2) 成人教育（室蓬カレッジ、健康料理教室、剪定教室、しめ縄作り教室等）
- (3) 高齢者教育（健康づくり教室等）
- (4) 芸術文化事業（興田地区文化祭、ひなめぐり移動研修、音楽鑑賞会等）
- (5) その他事業（興田再発見移動研修、興田歴史講習会等）

4 選定理由

一関市興田市民センター、大東開発センター、一関市興田市民センター興田体育館、一関市興田市民センター天狗田体育館、一関市興田市民センター中川体育館、一関市興田市民センター京津畑体育館、一関市興田市民センター丑石体育館及び大東バレーボール記念館の指定管理候補者として、次の理由により、興田地区振興会を選定した。

当該団体は、住民自らが地域の現状や課題を話し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的として設立された興田地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和3年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

一関市興田市民センター、大東開発センター、一関市興田市民センター興田体育館、一関市興田市民センター天狗田体育館、一関市興田市民センター中川体育館、一関市興田市民センター京津畑体育館、一関市興田市民センター丑石体育館については、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に

選定した。

大東バレーボール記念館については、市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的とする施設であり、当該団体が管理運営している興田市民センターと一体的な管理運営をすることにより効果的、効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関市興田市民センター、大東開発センター、一関市興田市民センター天狗田体育館、一関市興田市民センター中川体育館、一関市興田市民センター京津畑体育館、一関市興田市民センター丑石体育館の指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

一関市興田市民センター興田体育館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

大東バレーボール記念館の指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第111号

一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市摺沢市民センター摺沢体育館
- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町摺沢字街道下25番地3
摺沢振興会
会長 小原雪男
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市摺沢市民センター摺沢体育館

イ 所在地

一関市大東町摺沢字新右エ門土手 12 番地 18

ウ 施設規模等

敷地面積 2,944.66 m²

延べ面積 623.13 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

摺沢振興会

(2) 代表者名

会長 小原 雪 男

(3) 事務所の所在地

一関市大東町摺沢字街道下 25 番地 3

(4) 設立年月日

平成 26 年 8 月 28 日

(5) 設立目的

摺沢地区の振興を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 摺沢地区全体に関わる地域づくりの調整や推進

イ 摺沢地区内の各団体単独では対応できない課題の解決

ウ 摺沢地区内の各団体間の連絡調整

エ 行政との連絡調整

オ その他、目的達成のために必要な活動

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,131 世帯、42 団体等

構成団体等

摺沢地区自治公民館等連絡協議会、八幡自治会、上摺沢自治会、栃折沢自治公民館、源八自治会、大金公民館、長者自治会、松原自治会、羽根折沢自治会、上町町内会、仲町町内会、沼田自治会、下摺沢自治会、流矢自治会、小沼自治会、堺ノ沢自治会、駅前町内会、旭町自治会、但馬崎町内会、観音堂振興会、高校通り自治会、荒屋敷自治会、摺沢地区行政区長会、摺沢地区民生児童委員協議会、摺沢体育協会、摺沢婦人会、摺沢寿会、摺沢史談会、東磐井地区交通安全協会摺沢分会、摺沢交通安全母の会、摺沢地区防犯協会、摺沢地区福祉活動推進協議会、J Aいわて平泉女性部大東中央支部摺沢支部、摺沢地区商工振興会、一関商工会議所大東地域運営協議会、水晶会、大東芸術文化協会摺沢支部、大東高校 P T A、大東中学校 P T A、大東小学校 P T A、摺沢こども園保護者会、学識経験者

- (8) 役員
 会長 1 人、副会長若干名、監事 2 人、理事 40 人以内
- (9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 31 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 61 |
| | 計 | 92 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 55 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 55 |
| 収支(A-B) | | 37 |

- (10) 団体の財務状況
 別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、摺沢振興会を選定した。

当該団体は、地域づくりの調整や推進、地区内の各団体が単独では対応できない課題の解決などを通じて振興を図ることを目的として設立された摺沢地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和6年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第112号

一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市猿沢市民センター猿沢体育館

- 2 指定管理者となる団体
一関市大東町猿沢字板倉57番地1
猿沢地区振興会
会長 千田 泰

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市猿沢市民センター猿沢体育館

イ 所在地

一関市大東町猿沢字上ノ洞 22 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 1,029.88 m²

延べ面積 968.67 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

猿沢地区振興会

(2) 代表者名

会長 千 田 泰

(3) 事務所の所在地

一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 15 日

(5) 設立目的

猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 猿沢地区協働のまちづくりの推進

イ 医療、福祉、文教施設等の環境整備事業の推進

ウ 地域課題の解決に向けての協議及び事業の推進

エ その他必要な事項

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

570 世帯、28 団体等

構成団体等

猿沢一区自治会、猿沢中央自治会、峠自治会、寒七自治会、新渡戸振興会、大畑自治会、台ヶ丘自治会、下猿沢自治会、清水川自治会、長沢自治会、猿沢地区行政区長会、猿沢地区自治会等連絡協議会、猿沢地区老人クラブ連合会、猿沢地区老人福祉施設、猿沢地区福祉活動推進協議会、猿沢体育協会、猿沢保育園父母の会、猿沢小学校 P T A、猿沢地区民生児童委員協議会、東磐井交通安全協会猿沢分会、一関市消防団大東第 4 分団、神楽保存会、中山間猿沢集落直接支払制度運営協議会、猿沢地区芸術文化協会、猿沢生産森林組合、猿沢地区農家組合連絡協議会、猿沢地区広域協定運営委員会、大東岩手ライオンズクラブ会員

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、理事 22 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 53 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 703 |
| | 計 | 756 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 |
| | 施設管理費 | 563 |
| | 事業費 | 0 |
| | 一般管理費 | 43 |
| | 計 | 606 |
| 収支(A-B) | | 150 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、猿沢地区振興会を選定した。

当該団体は、産業の振興や生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、住民生活の一層の充実を図ることを目的として設立された猿沢地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第113号

一関市磐清水市民センター及び磐清水文化センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市磐清水市民センター
磐清水文化センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町磐清水字蒲沢75番地3
磐清水自治協議会
会長 小野寺 敏 男
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模 |
|--------------|----------------------|------------------------------|
| 一関市磐清水市民センター | 一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3 | 敷地面積 5,761.80 m ² |
| 磐清水文化センター | | 延べ面積 1,271.01 m ² |

備考 一関市磐清水市民センターと磐清水文化センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

| 施設名 | 設置目的 |
|--------------|--------------------------------------|
| 一関市磐清水市民センター | 市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。 |
| 磐清水文化センター | 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため。 |

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

磐清水自治協議会

(2) 代表者名

会長 小野寺 敏 男

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 62 年 7 月 8 日

(5) 設立目的

地区内自治会、団体、企業等の連絡調整を図り、地区民の親睦を深めると共に、地域協働の推進により、地域の実情に合った、明るく健康で豊かな住み良い地域づくりと、地域の振興発展に寄与する。

(6) 事業概要

- ア 自治会、団体、企業等の連絡調整に関する事。
- イ 住民福祉等地域全体で行う事業に関する事。
- ウ 生活の合理化、環境の整備・浄化に関する事。
- エ 教養・文化を高める事業に関する事。
- オ 地域づくり活動の推進に関する事。
- カ 地域を代表して、市行政との意見交換と地域課題解決の提案に関する事。
- キ その他、目的達成に必要な事項

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

309 世帯、3 行政区及び 18 団体

構成団体等

仏坂自治会、寺沢自治会、濁沼自治会、磐清水子ども会育成会、千厩小学校 P T A、千厩中学校 P T A、磐清水長生会協議会、磐清水体育協会、磐清水地区福祉活動推進協議会、千厩地域防犯協会磐清水支部、一関市消防団千厩第 1 分団磐清水地区代表、東磐井地区交通安全協会磐清水分会、磐清水生産森林組合、磐清水地区農家組合長協議会、梅の里村、第 22 区行政区長、第 23 区行政区

長、第24区行政区長、一関市食生活改善推進員、一関市保健推進委員、民生委員・児童委員

(8) 役員

会長1人、副会長3人、理事18人、監事3人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 70 | 55 | 44 | 86 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 299 | 277 | 307 | 248 |
| | 指定管理料 | 16,535 | 16,635 | 16,590 | 17,241 |
| | 計 | 16,904 | 16,967 | 16,941 | 17,575 |
| 支出 (B) | 人件費 | 9,962 | 10,990 | 11,929 | 11,222 |
| | 施設管理費 | 3,020 | 3,439 | 3,186 | 3,448 |
| | 事業費 | 183 | 286 | 685 | 436 |
| | 一般管理費 | 1,117 | 663 | 647 | 483 |
| | 計 | 14,282 | 15,378 | 16,447 | 15,589 |
| 収支(A-B) | | 2,622 | 1,589 | 494 | 1,986 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

(1) 青少年教育事業

学びの土曜塾

(2) 成人教育事業

せんまや里山塾

(3) 高齢者教育事業

磐清水地区老人スポーツ大会

(4) 芸術文化事業

磐清水梅の里地区民祭

4 選定理由

一関市磐清水市民センター及び磐清水文化センターの指定管理候補者として、次の理由により、磐清水自治協議会を選定した。

当該団体は、地区内自治会、団体、企業等の連絡協調を図り、地区民の親睦を深めると共に、地域協働の推進により、地域の実情に合った、明るく健康で豊かな住み良い地域づくりと、地域の振興発展に寄与することを目的として設立された磐清水地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和3年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管

理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第114号

一関市田河津市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市田河津市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市東山町田河津字石ノ森16番地8
田河津振興会
会長 菅原 理

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市田河津市民センター

イ 所在地

一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地 8

ウ 施設規模等

敷地面積 18,956.00 m²

延べ面積 1,430.00 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

田河津振興会

(2) 代表者名

会長 菅 原 理

(3) 事務所の所在地

一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地 8

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史文化を踏まえた地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

364 世帯、8 自治会及び 10 団体

構成団体等

竹沢集落振興会、夏山自治会、横沢自治会、高金自治会、野土自治会、東稲自治会、丸木自治会、矢の森自治会、田河津地区教育振興運動実践区、東山中学校 P T A、田河津地区民生委員・児童委員、東山地域防犯協会田河津分会、田河津婦人会、田河津地区老人クラブ、東磐井地区交通安全協会田河津分会、一関市消防団東山第 2 分団、東山小学校 P T A、東山町女性消防協力隊

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 20 人以内、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 6 | 33 | 44 | 32 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 41 | 66 | 65 | 69 |
| | 指定管理料 | 15,830 | 13,705 | 13,708 | 14,174 |
| | 計 | 15,877 | 13,804 | 13,817 | 14,275 |
| 支出 (B) | 人件費 | 7,937 | 8,395 | 9,444 | 10,121 |
| | 施設管理費 | 2,722 | 2,294 | 2,597 | 2,769 |
| | 事業費 | 75 | 115 | 136 | 213 |
| | 一般管理費 | 1,707 | 901 | 1,143 | 1,038 |
| | 計 | 12,441 | 11,705 | 13,320 | 14,141 |
| 収支(A-B) | | 3,436 | 2,099 | 497 | 134 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

(1) 成人教育事業

さわやか出前講座、くらしの法律セミナー、メンズクッキング

(2) 高齢者教育事業

いきいき楽校

(3) 女性教育事業

さわやか教室

(4) 文化芸術事業

東山文化祭

(5) その他事業

元祖ほらふき大会

4 選定理由

一関市田河津市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、田河津振興会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史文化を踏まえた地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的として設立された田河津地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和3年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当す

ると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第115号

一関市川崎市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市川崎市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字諏訪前7番地1
川崎まちづくり協議会
議長 三浦 忠二

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市川崎市民センター

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 7 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 7,564.35 m²

延べ面積 2,748.47 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

川崎まちづくり協議会

(2) 代表者名

議長 三 浦 忠 二

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 7 番地 1

(4) 設立年月日

平成 23 年 3 月 1 日

(5) 設立目的

住民自らが地域課題を考え行動することにより、地域の良さを次の世代に継承し、明るく、住みよい、豊かな川崎地域のまちづくりに取り組むことを目的とする。

(6) 事業概要

ア まちづくりビジョンの策定及び展開

イ まちづくりに関する事業の企画、実施

ウ まちづくりに関する広報啓発

エ その他、目的を達成するために必要な事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1,252 世帯、13 団体

構成団体等

一関市川崎町自治会連絡協議会、一関市川崎町女性協議会、一関商工会議所川崎地域運営協議会、NPO 法人アートで明るく生きるかわさき、NPO 法人北上川サポート協会、川崎芸術文化協会、一関市社会福祉協議会川崎支部、かわさきファミリークリニック、農事組合法人門崎ファーム、川崎地域公衆衛生組合連合会、川崎体育協会、ドンと市かわさき協同組合、J A いわて平泉千厩営農経済センター

(8) 役員

議長 1 人、副議長 2 人、議員 7 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 572 | 535 | 826 | 923 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 240 | 326 | 356 | 369 |
| | 指定管理料 | 27,774 | 30,473 | 31,901 | 32,819 |
| | 計 | 28,586 | 31,334 | 33,083 | 34,111 |
| 支出 (B) | 人件費 | 14,107 | 16,563 | 17,071 | 17,239 |
| | 施設管理費 | 9,453 | 11,782 | 12,716 | 13,216 |
| | 事業費 | 366 | 446 | 483 | 405 |
| | 一般管理費 | 1,709 | 34 | 1,904 | 2,047 |
| | 計 | 25,635 | 28,825 | 32,174 | 32,907 |
| 収支(A-B) | | 2,951 | 2,509 | 909 | 1,204 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 青少年教育事業
防災学習、読書奨励、食育学習等
- (2) 成人・女性教育事業
環境学習、生活改善、移動研修等
- (3) 高齢者教育事業
健康・生活・趣味・文化の教室等
- (4) 家庭教育事業
体験学習、家庭教育講座等
- (5) 芸術文化事業
芸能発表会、創作活動発表等

4 選定理由

一関市川崎市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、川崎まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、住民自ら地域課題を考え行動することにより、地域の良さを次の世代に継承し、明るく、住みよい、豊かな地域のまちづくりに取り組むことを目的として設立された川崎地域の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和3年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当す

ると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第116号

一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の指定管理者の
指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市藤沢市民センター
一関市藤沢市民センター黄海分館
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町藤沢字仁郷12番地5
藤沢町住民自治協議会
会長 星 義 弘
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模 |
|-----------------|---------------------|--|
| 一関市藤沢市民センター | 一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地 5 | 延べ面積 1,763.36 m ² |
| 一関市藤沢市民センター黄海分館 | 一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1 | 敷地面積 5,582.02 m ² 延べ面積 1,223.69 m ² |

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 星 義 弘

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地 5

(4) 設立年月日

昭和 50 年 3 月 20 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「人と人とが結び合い、絆あふれる藤沢」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

- ア 藤沢地域づくり計画の推進と連携、評価を行うこと。
- イ まちづくりに関する行政への意見・提言を行うこと。
- ウ 市民センターの指定管理への対応を行うこと。
- エ 地域づくりを推進するための人づくり、組織づくり、環境づくりを行うこと。
- オ その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

2,784 世帯、43 自治会及び 18 団体

構成団体等

第 1 区自治会、第 2 区自治会、第 3 区自治会、第 4 区自治会、第 5 区自治会、第 6 区自治会、第 7 区自治会、第 8 区自治会、第 9 区自治会、第 10 区自治会、第 11 区自治会、第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、七日町自治会、二日町自治会、第 17 区自治会、第 18 区自治会、第 19 区自治会、小日形自治会、曲田自治会、中山自治会、深萱自治会、第 24 区自治会、第 25 区自治会、第 26 区自治会、第 27 区自治会、第 28 区自治会、29 区自治会、第 30 区自治会、第 31 区自治会、第 32 区自治会、第 33 区自治会、藤沢町第 34 区自治会、第 35 区自治会、第 36 区自治会、第 37 区自治会、第 38 区自治会、第 39 区自治会、千松自治会、第 41 区自治会、第 42 区自治会、第 43 区自治会、藤沢町女性組織連絡会議、藤沢地域防犯協会、藤沢地域交通安全対策協議会、藤沢地域公衆衛生組合連合会、藤沢地域保健推進委員協議会、一関市食生活改善推進委員協議会藤沢支部、藤沢町民生児童委員協議会、一関市身体障害者福祉協議会藤沢支部、一関市老人クラブ連合会藤沢

支部、一関市観光協会藤沢支部、藤沢町体育協会、藤沢町芸術文化協会、藤沢町PTA連合会、藤沢町婦人消防協力隊、病院を支える会、社会福祉法人ふじの実会、藤沢地域行政区長協議会、藤沢町認定農業者の会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 15 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市藤沢市民センター

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 364 | 320 | 323 | 518 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 292 | 1,424 | 278 | 305 |
| | 指定管理料 | 24,032 | 24,753 | 24,758 | 25,564 |
| | 計 | 24,688 | 26,497 | 25,359 | 26,387 |
| 支出 (B) | 人件費 | 12,747 | 13,422 | 13,545 | 14,349 |
| | 施設管理費 | 9,587 | 10,432 | 10,383 | 10,999 |
| | 事業費 | 258 | 451 | 409 | 413 |
| | 一般管理費 | 1,578 | 1,496 | 1,925 | 1,357 |
| | 計 | 24,170 | 25,801 | 26,262 | 27,118 |
| 収支(A-B) | | 518 | 696 | △ 903 | △ 731 |

イ 一関市藤沢市民センター黄海分館

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 58 | 62 | 65 | 58 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 39 | 8 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,448 | 1,448 | 1,448 | 1,448 |
| | 計 | 1,545 | 1,518 | 1,513 | 1,506 |
| 支出 (B) | 人件費 | 102 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 1,269 | 1,149 | 1,046 | 971 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,371 | 1,149 | 1,046 | 971 |
| 収支(A-B) | | 174 | 369 | 467 | 535 |

- (10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) わくわくセミナー
英会話、茶道、他5講座
- (2) 青少年教育事業
親子クッキング、化石発掘等
- (3) 成人教育事業
太極拳、スマホ教室等
- (4) 高齢者教育事業
認知症予防教室、“みんなとってみっぺす”いきいき巡り
- (5) 男女共同参画事業
外国語マスター韓国語、同ベトナム語
- (6) 文芸コース
吟行会
- (7) 地域の宝活用事業
黄金文化を体験

4 選定理由

一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「人と人とが結び合い、絆あふれる藤沢」の実現を目的として設立された藤沢地域の地域協働体である。指定管理者制度を導入した平成28年度から一関市藤沢市民センター及び一関市藤沢市民センター黄海分館の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第117号

花泉テニスコート等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉テニスコート
花泉第二体育館
花泉弓道場

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市スポーツ協会
会長 佐藤 修蔵

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第118号

藤沢ニコニコヘルスの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢ニコニコヘルス

- 2 指定管理者となる団体
一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
一般社団法人一関市スポーツ協会
会長 佐藤修蔵

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模等 | |
|-----------|-----------------------|-------|--------------------------|
| 花泉テニスコート | 一関市花泉町老松字水沢 185 番地 1 | 敷地面積 | 1,780.66 m ² |
| | | 延べ面積 | 60.75 m ² |
| 花泉第二体育館 | 一関市花泉町涌津字古川 8 番地 | 敷地面積 | 29,153.00 m ² |
| | | 延べ面積 | 1,351.00 m ² |
| 花泉弓道場 | 一関市花泉町涌津字山中 31 番地 108 | 敷地面積 | 2,596.00 m ² |
| | | 延べ面積 | 205.36 m ² |
| 藤沢ニコニコヘルス | 一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 10 | 敷地面積 | 29,923.88 m ² |
| | | 延べ面積 | 998.48 m ² |

(2) 設置目的

| 施設名 | 設置目的 |
|-----------|---------------------------|
| 花泉テニスコート | 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。 |
| 花泉第二体育館 | |
| 花泉弓道場 | |
| 藤沢ニコニコヘルス | 市民の健康づくりに資するため。 |

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市スポーツ協会

(2) 代表者名

会長 佐藤 修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア スポーツの普及に関する事業
- イ 競技力の向上に関する事業
- ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業
- エ 青少年スポーツの育成に関する事業
- オ 選手及び役員の派遣に関する事業
- カ スポーツ表彰及び顕彰に関する事業
- キ 市民スポーツ推進PRに関する事業
- ク 健康の増進及び体力の向上に関する事業
- ケ スポーツ交流に関する事業
- コ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 職員数（令和7年4月1日現在）

99人

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事12人、監事3人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 花泉テニスコート

（単位：千円）

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 226 | 221 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 46 | 41 |
| | 指定管理料 | 995 | 1,236 |
| | 計 | 1,267 | 1,498 |
| 支出 (B) | 人件費 | 841 | 875 |
| | 施設管理費 | 36 | 83 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 877 | 958 |
| 収支(A-B) | | 390 | 540 |

イ 花泉第二体育館

（単位：千円）

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 112 | 112 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 80 | 72 |
| | 指定管理料 | 4,173 | 5,739 |
| | 計 | 4,365 | 5,923 |
| 支出 (B) | 人件費 | 1,788 | 1,882 |
| | 施設管理費 | 3,301 | 3,270 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 5,089 | 5,152 |
| 収支(A-B) | | △ 724 | 771 |

ウ 花泉弓道場

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 9 | 4 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 424 | 507 |
| | 計 | 433 | 511 |
| 支出 (B) | 人件費 | 544 | 558 |
| | 施設管理費 | 69 | 38 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 613 | 596 |
| 収支(A-B) | | △ 180 | △ 85 |

エ 藤沢ニコニコヘルス

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 37 | 36 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,702 | 1,712 |
| | 計 | 1,739 | 1,748 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 1,682 | 1,143 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,682 | 1,143 |
| 収支(A-B) | | 57 | 605 |

- (10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

スポーツ振興事業

スポーツ推進事業（スポーツ教室の開催）、スポーツ・レクリエーション普及事業

4 選定理由

花泉テニスコート、花泉第二体育館、花泉弓道場及び藤沢ニコニコヘルスの指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市スポーツ協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵

養に資することを目的として設立された団体である。指定管理者制度を導入した平成 19 年度又は平成 25 年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

花泉テニスコート、花泉第二体育館及び花泉弓道場については、スポーツ施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しているとともに、社会体育分野において行政が担ってきたソフト事業を当該団体が実施できるよう支援・育成することにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

藤沢ニコニコヘルスについては、市民の健康づくりに資することを目的として設置された施設であり、当該団体が指定管理者として管理運営を行っている、隣接する藤沢 B & G 海洋センターと一体的に管理運営を行うことにより効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

花泉テニスコート、花泉第二体育館及び花泉弓道場の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね 3 年程度必要と見込まれることから、令和 10 年度までの 3 年間とする。

藤沢ニコニコヘルスの指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（廃止）に分類している施設であり、令和 8 年度内に施設を用途廃止する見込みであることから、令和 8 年度の 1 年間とする。

議案第119号

藤沢スポーツランドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢スポーツランド
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町新沼字西風40番地
藤沢町モータースポーツ協会
会長 近江育夫
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢スポーツランド

イ 所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 112,687.25 m²

延べ面積 196.94 m²

(2) 設置目的

地域の振興と市民の健康の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町モータースポーツ協会

(2) 代表者名

会長 近 江 育 夫

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町新沼字西風 40 番地

(4) 設立年月日

平成 3 年 2 月 27 日

(5) 設立目的

モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア モータースポーツの普及

イ 各種モータースポーツ大会の支援

ウ 施設などの管理受託

エ その他協会の目的達成に必要な事項

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

3 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 5 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 4,078 |
| | 事業収入 | 0 |
| | その他の収入 | 442 |
| | 指定管理料 | 1,781 |
| | 計 | 6,301 |
| 支出 (B) | 人件費 | 1,421 |
| | 施設管理費 | 5,378 |
| | 事業費 | 168 |
| | 一般管理費 | 0 |
| | 計 | 6,967 |
| 収支(A-B) | | △ 666 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

モータースポーツの普及や大会の支援等

4 選定理由

藤沢スポーツランドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。

当該団体は、モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的に設立された団体である。当該施設の管理運営を平成18年度から行っており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は全国規模の大会等が開催されるモトクロスコースとして競技者等に利用されており、施設の特殊性を熟知し、利用者のニーズを的確に把握している当該団体が管理することにより、モータースポーツの普及発展と地域振興に寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第120号

花泉児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町涌津字下原304番地
花泉児童クラブ運営委員会
運営委員長 佐藤伸也

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花泉児童クラブ

イ 所在地

一関市花泉町涌津字下原 304 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 436.97 m²

延べ面積 436.97 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

花泉児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 佐藤 伸也

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字下原 304 番地

(4) 設立年月日

令和 4 年 7 月 28 日

(5) 設立目的

令和 5 年 4 月開校の花泉小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 花泉児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

20 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、会計監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 8,190 | 9,191 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 243 | 202 |
| | 指定管理料 | 25,279 | 26,090 |
| | 計 | 33,712 | 35,483 |
| 支出 (B) | 人件費 | 30,905 | 32,820 |
| | 施設管理費 | 761 | 729 |
| | 事業費 | 469 | 498 |
| | 一般管理費 | 1,559 | 1,336 |
| | 計 | 33,694 | 35,383 |
| 収支(A-B) | | 18 | 100 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

花泉児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、花泉児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うために設立された団体であり、当該施設の設置当初の令和5年度から当該施設の管理運営を行っている。仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施されているほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じたきめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第121号

室根児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町矢越字五反田73番地1
室根児童クラブ運営委員会
運営委員長 河合 純子

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根児童クラブ

イ 所在地

一関市室根町矢越字五反田 73 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 151.52 m²

延べ面積 151.52 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 河 合 純 子

(3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字五反田 73 番地 1

(4) 設立年月日

令和 3 年 8 月 26 日

(5) 設立目的

室根小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 室根児童クラブの利用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

6 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 2,278 | 2,079 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 132 | 185 |
| | 指定管理料 | 10,657 | 11,268 |
| | 計 | 13,067 | 13,532 |
| 支出 (B) | 人件費 | 10,424 | 11,831 |
| | 施設管理費 | 1,055 | 1,006 |
| | 事業費 | 60 | 125 |
| | 一般管理費 | 176 | 358 |
| | 計 | 11,715 | 13,320 |
| 収支(A-B) | | 1,352 | 212 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

室根児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、室根児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うために設立された団体であり、令和5年度から指定管理者として、当該施設の管理運営を行っている。仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施されているほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第122号

千厩農村勤労福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩農村勤労福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市城内1番36号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 畠山 博
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩農村勤労福祉センター

イ 所在地

一関市千厩町千厩字町浦 97 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,491.15 m²

延べ面積 1,140.67 m²

(2) 設置目的

農村勤労者の社会福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 畠 山 博

(3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

タ 在宅介護支援センター事業の経営

- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(7) 職員数（令和7年6月1日現在）

240人

(8) 役員

会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事8人、監事3人

(9) これまでの指定管理業務の収支

（単位：千円）

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 279 | 305 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 1 | 3 |
| | 指定管理料 | 3,860 | 4,231 |
| | 計 | 4,140 | 4,539 |
| 支出 (B) | 人件費 | 962 | 1,322 |
| | 施設管理費 | 2,730 | 2,912 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 330 | 347 |
| | 計 | 4,022 | 4,581 |
| 収支(A-B) | | 118 | △42 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

千厩農村勤労福祉センターの指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を選定した。

当該団体は、一関市における地域福祉の増進を図ることを目的としている公共的団体である。当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は農村勤労者の福祉の増進を図ることを目的に設置した施設であり、地域の福祉活動の拠点として利用されている。今後も当該団体が管理運営を行うことにより、農村勤労者等の福祉の増進に寄与するとともに、地域住民の交流及び高齢者の生きがいくりの場としての活用が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第123号

一関市真湯温泉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市真湯温泉センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市山目字十二神27番地1
株式会社みらい
代表取締役 熊谷 隆
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市真湯温泉センター

イ 所在地

一関市巖美町字真湯 1 番地地先

ウ 施設規模等

敷地面積 66,466.00 m²

延べ面積 1,873.31 m²

(2) 設置目的

市民の保養及び健康の保持、増進を図るとともに、観光振興に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社みらい

(2) 代表者名

代表取締役 熊 谷 隆

(3) 事務所の所在地

一関市山目字十二神 27 番地 1

(4) 設立年月日

令和 3 年 4 月 14 日

(5) 設立目的・事業概要

次の事業を営むことを目的とする。

ア 各種合成樹脂製品の製造及び加工

イ ディスプレイ、防塵、防汚、間仕切り用等各種シートの企画、製造、加工及び販売

ウ 段ボール及び機能性段ボールを用いた製品の企画、製造、加工及び販売

エ 建築工事業

オ 鋼構造物工事業

カ 温泉浴場施設、宿泊施設、飲食業の経営及び管理事業

キ 上記各号に附帯する一切の事業

(6) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4 人

(7) 役員

代表取締役 1 人

(8) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|---------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 22,389 |
| | 事業収入 | 12,419 |
| | その他の収入 | 1,657 |
| | 指定管理料 | 21,811 |
| | 計 | 58,276 |
| 支出 (B) | 人件費 | 20,094 |
| | 施設管理費 | 31,063 |
| | 事業費 | 4,353 |
| | 一般管理費 | 4,249 |
| | 計 | 59,759 |
| 収支(A-B) | | △ 1,483 |

(9) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

- (1) 軽食の提供
- (2) 広報活動
- (3) 各種イベント開催

4 選定理由

一関市真湯温泉センターの指定管理候補者として、次の理由により、株式会社みらいを選定した。
当該団体は、令和6年度から当該施設の管理運営を行っており、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、評価も良好である。指定管理業務だけでなく、売店や食堂の営業をはじめとした自主事業を積極的に展開し、顧客ニーズに合わせた商品・サービスを提供することで、利用者数と利用料金収入の増加につながった。

また、限られた予算の中で設備管理や環境整備等のサービス向上に取り組んでおり、引き続き地域振興への貢献が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「カ 公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新（1回に限る。）の場合。」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有削減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第124号

花と泉の公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花と泉の公園

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町老松字下宮沢159番地1
花泉観光開発株式会社
代表取締役 佐藤裕生

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花と泉の公園

イ 所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1 ほか

ウ 施設規模等

敷地面積 296,661.00 m²

延べ面積 5,693.00 m²

(2) 設置目的

花と泉をモチーフとしたふれあいや憩いの場を提供し、豊かな心と健康の増進に寄与するとともに、公共の福祉の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

花泉観光開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 佐藤 裕生

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1

(4) 設立年月日

平成 11 年 4 月 27 日

(5) 設立目的

花と泉の公園を適切かつ円滑に管理することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 公園の管理及び運営の受託業務

イ 各種イベントの企画及び実施

ウ 農畜産物及び観光物産品等の展示並びに販売

エ 飲食店の経営

オ 花卉の生産及び販売

カ 花卉の栽培技術及び販売方法に関する経営、指導並びに研修業務

キ 市場調査及び広告宣伝に関する業務

ク 付帯関連する一切の業務

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

13 人

(8) 役員

代表取締役 1 人、専務取締役 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 5,912 | 6,044 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 71 | 79 |
| | 指定管理料 | 35,518 | 41,105 |
| | 計 | 41,501 | 47,228 |
| 支出 (B) | 人件費 | 27,405 | 30,412 |
| | 施設管理費 | 9,290 | 11,096 |
| | 事業費 | 320 | 677 |
| | 一般管理費 | 3,430 | 3,720 |
| | 計 | 40,445 | 45,905 |
| 収支(A-B) | | 1,056 | 1,323 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

(1) キッズランドモーリー

周年イベント、ミニ動物園、親子ワークショップ、体操教室など

(2) 各種体験事業

テラリウム作り教室、ハーバリウム作り教室

4 選定理由

花と泉の公園の指定管理候補者として、次の理由により、花泉観光開発株式会社を選定した。

当該団体は、市が出資している第三セクターであり、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、協定に基づき適切に行われているほか、飲食店の経営や各種体験事業など自主事業の開催に努めており、地域の活性化にも寄与している。

また、施設の管理運営を行う上で必要な花き栽培の専門性を有するなど施設の効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定管理期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第125号

室根高原ふれあい牧場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

室根高原ふれあい牧場
大東ふるさと分校
アストロ・ロマン大東
望洋平キャンプ場

2 指定管理者となる団体

一関市室根町折壁字梅木14番地2
室根総合開発株式会社
代表取締役 及川 豊

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 施設名 | 所在地 | 施設規模等 |
|------------|--------------------------|---|
| 室根高原ふれあい牧場 | 一関市大東町大原字山口 51 番地 139 | 敷地面積 62,169.00 m ² 延べ面積 1,497.06 m ² |
| 大東ふるさと分校 | 一関市大東町大原字山口 51 番地 161 | 敷地面積 9,600.04 m ² 延べ面積 902.84 m ² |
| アストロ・ロマン大東 | 一関市大東町大原字山口 51 番地 137 | 敷地面積 947,582.00 m ² 延べ面積 776.55 m ² |
| 望洋平キャンプ場 | 一関市室根町折壁字室根山 1 番地 241 | 敷地面積 1,762.55 m ² 延べ面積 87.08 m ² |

(2) 設置目的

| 施設名 | 設置目的 |
|------------|-------------------------------|
| 室根高原ふれあい牧場 | 休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため。 |
| 大東ふるさと分校 | 青少年の体験学習や野外活動を支援するため。 |
| アストロ・ロマン大東 | 市民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上を図るため。 |
| 望洋平キャンプ場 | 保健、休養及び自然との結付きを図るため。 |

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと産品の販売事業など、室根地域の産業振興に関する業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 石材の採掘及び販売
- イ 石材に関するデザイン開発、土木造園工事並びに設計
- ウ 特産品販路拡大事業
- エ 産地直売推進業務
- オ 公共施設の管理及び経営の受託
- カ 各種イベントの企画及び運営
- キ 不動産の売買、賃貸、管理
- ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 職員数（令和7年4月1日現在）

12人

(8) 役員

代表取締役1人、取締役6人、監査役2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 室根高原ふれあい牧場

（単位：千円）

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 3,184 | 3,810 |
| | 計 | 3,184 | 3,810 |
| 支出 (B) | 人件費 | 645 | 508 |
| | 施設管理費 | 1,609 | 1,850 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,254 | 2,358 |
| 収支(A-B) | | 930 | 1,452 |

イ 大東ふるさと分校

（単位：千円）

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 5,006 | 4,773 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 10,454 | 12,168 |
| | 計 | 15,460 | 16,941 |
| 支出 (B) | 人件費 | 6,476 | 6,933 |
| | 施設管理費 | 7,275 | 8,442 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 13,751 | 15,375 |
| 収支(A-B) | | 1,709 | 1,566 |

ウ アストロ・ロマン大東

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 23 | 62 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 4,879 | 5,488 |
| | 計 | 4,902 | 5,550 |
| 支出 (B) | 人件費 | 932 | 866 |
| | 施設管理費 | 1,741 | 1,900 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 2,673 | 2,766 |
| 収支(A-B) | | 2,229 | 2,784 |

エ 望洋平キャンプ場

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|------|-----|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 208 | 114 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 121 | 121 |
| | 計 | 329 | 235 |
| 支出 (B) | 人件費 | 380 | 201 |
| | 施設管理費 | 0 | 0 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 |
| | 計 | 380 | 201 |
| 収支(A-B) | | △ 51 | 34 |

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

室根高原ふれあい牧場、大東ふるさと分校、アストロ・ロマン大東、望洋平キャンプ場の指定管理候補者として、次の理由により、室根総合開発株式会社を選定した。

当該団体は、市が出資している第三セクターであり、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、協定に基づき適切に

行われているほか、室根高原牧場まつりや各種体験事業、日帰りパッキングツアーの開催など自主事業の開催に努めており、地域の活性化にも寄与している。

また、市が設置している室根山周辺エリアの観光施設を一体的に管理運営することにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第126号

一関農村女性の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関農村女性の家
- 2 指定管理者となる団体
一関市赤荻字亀田236番地2
一関生活研究グループ連絡協議会
会長 佐藤由美子
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関農村女性の家

イ 所在地

一関市赤荻字上袋 199 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 1,263.02 m²

延べ面積 264.00 m²

(2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一関生活研究グループ連絡協議会

(2) 代表者名

会長 佐藤 由美子

(3) 事務所の所在地

一関市赤荻字亀田 236 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 46 年 6 月 28 日

(5) 設立目的

よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域の良さを広く伝える活動の推進

イ 家庭や地域での学習強化と実践

ウ 地域の食文化の伝承と食育の推進

(7) 会員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

25 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 2 人、会計 2 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R6 |
|-----------|--------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 168 |
| | 事業収入 | 6 |
| | その他の収入 | 0 |
| | 指定管理料 | 1,411 |
| | 計 | 1,585 |
| 支出 (B) | 人件費 | 695 |
| | 施設管理費 | 794 |
| | 事業費 | 12 |
| | 一般管理費 | 64 |
| | 計 | 1,565 |
| 収支(A-B) | | 20 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和6年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

一関農村女性の家の指定管理候補者として、次の理由により、一関生活研究グループ連絡協議会を選定した。

当該団体は、地域内の生活研究グループ相互の連携を密にし、よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的として設立された団体であり、当該施設を拠点に農産物加工実習のほか、地域住民を対象とした食農教育活動なども実施している。指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は住民の学習の場として位置付けられており、当該団体が引き続き管理運営することにより、更に利用者の視点に立ったサービスの提供と効率的な運営が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第127号

千厩農村環境改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩農村環境改善センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字上駒場360番地4
職業訓練法人東磐職業訓練協会
会長 星 邦彦

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩農村環境改善センター

イ 所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 12

ウ 施設規模等

敷地面積 5,349.19 m²

延べ面積 999.89 m²

(2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

職業訓練法人東磐職業訓練協会

(2) 代表者名

会長 星 邦彦

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4

(4) 設立年月日

昭和 33 年 7 月 1 日

(5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練及びその他職業訓練により、職業人としての有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図る。

(6) 事業概要

ア 労働者及び求職者に対する認定職業訓練

イ 職業訓練に関する情報及び資材の提供

ウ 職業訓練に関する調査及び研究

エ その他職業訓練に関し必要な業務

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

8 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 14 人、監事 3 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 385 | 310 |
| | 事業収入 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 94 | 179 |
| | 指定管理料 | 2,940 | 3,093 |
| | 計 | 3,419 | 3,582 |
| 支出 (B) | 人件費 | 1,581 | 1,549 |
| | 施設管理費 | 1,734 | 1,911 |
| | 事業費 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 104 | 122 |
| | 計 | 3,419 | 3,582 |
| 収支(A-B) | | 0 | 0 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和5年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

千厩農村環境改善センターの指定管理候補者として、次の理由により、職業訓練法人東磐職業訓練協会を選定した。

当該団体は、職業訓練を実施し、労働者の養成及び地位向上を図ることを目的として、岩手県知事の認可を受けて設立された職業訓練法人であり、認定職業訓練の実施主体の資格を有している。当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等を健全かつ効果的に実施し、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、当該団体は、当該施設に隣接する両磐地域職業訓練センターの管理運営を行っており、一体的に管理運営を行うことにより効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第128号

東山山谷自治会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
東山山谷自治会館

- 2 指定管理者となる団体
一関市東山町長坂字北山谷24番地3
山谷自治会
会長 鈴木 和 男

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東山山谷自治会館

イ 所在地

一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3

ウ 施設規模等

敷地面積 313.00 m²

延べ面積 109.31 m²

(2) 設置目的

地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

山谷自治会

(2) 代表者名

会長 鈴木 和 男

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字北山谷 24 番地 3

(4) 設立年月日

平成 18 年 2 月 19 日

(5) 設立目的

長坂山谷地区住民が住民自治の確立を図り、行政区、自治会、公衆衛生組合の各活動において、
協調し活動を推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 春・夏の草刈り活動

イ 山谷地区道路清掃活動

ウ 世代間交流活動

エ 外自治会視察研修

オ 東山地域各活動事業への参加

カ その他必要と認める事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

81 世帯、1 行政区（長坂 3 区）

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、班長 6 人、監事 2 人、事務局員 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 指定管理料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 172 | 134 | 126 | 109 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 172 | 134 | 126 | 109 |
| 収支(A-B) | | △ 172 | △ 134 | △ 126 | △ 109 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

東山山谷自治会館の指定管理候補者として、次の理由により、山谷自治会を選定した。

当該団体は、長坂3区の住民のうち、山谷地区の81世帯で構成されている団体であり、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っている。組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。

また、当該施設は、自治会活動の拠点として、地域住民の親睦及び伝統行事の継承及び地区の行事の場として利用されており、地域の振興と住民福祉の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設が自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化についての「適正化の方針」における、「その利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっている施設」に該当し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による財産処分制限期間の経過後に地元自治会への譲渡を促進する方針としていることから、財産処分制限期間が終了する令和11年度までの4年間とする。

議案第129号

川崎農村研修センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
川崎農村研修センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町門崎字神平73番地
農事組合法人門崎ファーム
代表理事組合長 藤江 修

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農村研修センター

イ 所在地

一関市川崎町門崎字清水沖 31 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 2,970.00 m²

延べ面積 449.65 m²

(2) 設置目的

新しい農村づくりを求める農業者の資質の向上並びに農業の担い手の健全な育成を図り、地域の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

農事組合法人門崎ファーム

(2) 代表者名

代表理事組合長 藤 江 修

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町門崎字神平 73 番地

(4) 設立年月日

平成 25 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ共同の利益を増進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業

イ 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営

ウ イに掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

③ 農業生産に必要な資材の製造

④ 農作業の受託

エ ウの事業に附帯する事業

オ 農用地利用改善事業、土地改良事業

(7) 組合員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

189 人

(8) 役員

代表理事 1 人、理事 9 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-----|-----|------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 3 | 8 | 12 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 1 | 1 | 1 |
| | 指定管理料 | 483 | 483 | 483 |
| | 計 | 487 | 492 | 496 |
| 支出 (B) | 人件費 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設管理費 | 365 | 350 | 543 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 1 | 0 | 0 |
| | 計 | 366 | 350 | 543 |
| 収支(A-B) | | 121 | 142 | △ 47 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和7年度実施）

なし

4 選定理由

川崎農村研修センターの指定管理候補者として、次の理由により、農事組合法人門崎ファームを選定した。

当該団体は、農業者の資質の向上や農業の担い手の健全な育成を図り、門崎地区の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するなど、地域に密着した団体である。指定管理者制度を導入した平成26年度から、当該施設の管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の住民であり、地域に密着した団体が管理運営を行うことで、地域住民の利用が更に促進されることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減（譲渡）に分類している施設であり、引き続き保有見直しに取り組む必要があること、保有見直しの実施に当たってはおおむね3年程度必要と見込まれることから、令和10年度までの3年間とする。

議案第130号

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根農林水産物産地直売・交流促進施設
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字向山131番地4
室根産地直売協同組合
理事長 小野寺 規 夫
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根農林水産物産地直売・交流促進施設

イ 所在地

一関市室根町折壁字向山 131 番地 4

ウ 施設規模等

敷地面積 7,157.41 m²

延べ面積 740.00 m²

(2) 設置目的

農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根産地直売協同組合

(2) 代表者名

理事長 小野寺 規 夫

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字向山 131 番地 4

(4) 設立年月日

平成 29 年 12 月 19 日

(5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動の促進と、経済的地位の向上を図り、地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 組合員のための共同施設の管理運営

イ 組合員の取扱品の共同販売

ウ 組合員の必要とする包装資材の共同購買

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ ア～オの事業に附帯する事業

(7) 組合員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

190 人

(8) 役員

理事長 1 人、副理事長 2 人、専務理事 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 97,373 | 111,862 | 104,804 | 119,620 |
| | その他の収入 | 6,229 | 6,888 | 6,646 | 5,552 |
| | 指定管理料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 103,602 | 118,750 | 111,450 | 125,172 |
| 支出 (B) | 人件費 | 37,718 | 37,928 | 34,284 | 38,900 |
| | 施設管理費 | 1,261 | 1,141 | 1,371 | 1,396 |
| | 事業費 | 60,578 | 69,908 | 67,607 | 76,187 |
| | 一般管理費 | 2,213 | 3,455 | 3,321 | 3,262 |
| | 計 | 101,770 | 112,432 | 106,583 | 119,745 |
| 収支(A-B) | | 1,832 | 6,318 | 4,867 | 5,427 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

- (1) 研修会等
職員研修、組合員研修、野菜づくりセミナーなど
- (2) イベント等
GW祭、お盆切り花大市、収穫感謝祭など

4 選定理由

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理候補者として、次の理由により、室根産地直売協同組合を選定した。

当該団体は、地域の農業者を主な構成員として当該施設の設置に合わせて設立された団体であり、地場農産物等の共同販売事業などを行い、組合員の経済活動の促進や地域の発展と活性化に寄与している。

また、当該施設は、農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため設置した施設であり、当該施設を管理運営するために設立された当該団体が管理運営することが適当と考えられるため、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により室根産地直売協同組合を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第131号

大籠キリシタン殉教公園等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大籠キリシタン殉教公園
大籠キリシタン資料館
大籠殉教記念クルス館
- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町大籠字右名沢28番地7
藤沢町文化振興協会
会長 八巻 徹
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

| 公園の名称 | 所在地 | 施設規模 |
|-------------|----------------------|-------------------------------|
| 大籠キリシタン殉教公園 | 一関市藤沢町大籠地内 | 敷地面積 19,983.00 m ² |
| 大籠キリシタン資料館 | 一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7 | 延べ面積 312.68 m ² |
| 大籠殉教記念クルス館 | 一関市藤沢町大籠字早坂 15 番地 12 | 延べ面積 181.31 m ² |

(2) 設置目的

製鉄史とキリシタン殉教にまつわる文化遺産を保存、継承するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

藤沢町文化振興協会

(2) 代表者名

会長 八 卷 徹

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

(4) 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

(5) 設立目的

文化財の保護、保存及び活用等を図るとともに岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進を図り、もって市民の教育及び文化振興に寄与する。

(6) 事業概要

ア 藤沢地域の歴史に関する資料の収集、保管、展示等の事業

イ 岩手県南・宮城県北殉教エリアの整備促進に関すること。

ウ 公の施設の管理運営

エ 歴史や文化に係わる書籍等の刊行及び販売

オ その他この会の目的を達成するために必要な事業

(7) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位:千円)

| | | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 (A) | 利用料金収入 | 207 | 283 | 495 | 359 |
| | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 2 | 0 | 4 | 30 |
| | 指定管理料 | 6,375 | 6,529 | 6,529 | 6,921 |
| | 計 | 6,584 | 6,812 | 7,028 | 7,310 |
| 支出 (B) | 人件費 | 3,940 | 4,096 | 3,478 | 3,567 |
| | 施設管理費 | 2,238 | 2,128 | 2,611 | 2,598 |
| | 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般管理費 | 355 | 622 | 637 | 674 |
| | 計 | 6,533 | 6,846 | 6,726 | 6,839 |
| 収支(A-B) | | 51 | △ 34 | 302 | 471 |

(10) 団体の財務状況
別紙のとおり

3 主なソフト事業（令和3年度～令和7年度実施）

なし

4 選定理由

大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。

当該団体は、旧藤沢町において平成7年6月から、大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館及び大籠殉教記念クルス館の管理を行ってきた。さらに、平成18年度からは指定管理者として管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。

また、当該施設は、たたら製鉄とキリシタン殉教の歴史がある大籠地区において、地域の文化を熟知している当該団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。